

<目次>

- 【1】 ビジネスニュース速報
- 【2】 当事務所のサービス案内
- 【3】 セミナー案内
- 【4】 ニュースレター案内

本メールマガジンは、京都を中心に企業法務、契約書作成、労務、知的財産、再生・承継等のビジネス分野で活動する京都総合法律事務所が、ご縁のある皆様に向けて事業活動に有益な情報を提供するべく月1回発行しています。

目を通すだけでじわじわ効果が出るように心懸けています。

【1】 ビジネスニュース速報

このコーナーは、日々の業務、商事法務、東京商工リサーチ等の情報から、弁護士野崎隆史が事業活動に有益な情報をセレクトしてお届けするコーナーです。

2021年7月29日（木）と8月19日（木）に

「60分早わかり 残業代トラブルの未然防止・対策セミナー」
をオンラインで開催しました（担当：弁護士伊山正和）。

7月29日：固定残業代編

8月19日：変形労働時間制&能率手当編

→ <https://kyotosogo-law.com/post-3935/>

残業代の消滅時効期間が2年から3年に延び、**リスクが1.5倍**になりました。

将来的には5年になりますので、**リスクは2.5倍**になります。

今のままでは1000万円を超える請求が当たり前の時代に突入する可能性が高いです。

皆様の残業代対策は大丈夫でしょうか。

不適切な固定残業代や変形労働時間制や能率手当により、残業代対策どころか残業代を増大させてしまっているケースが目立ちます。

セミナーでは、その原因は何なのかという基本に立ち戻ってお話しさせていただきました。

残業代対策は小手先では回避できず、傷口を広げかねません。

正しい対策で**大残業代時代**を乗り越えましょう。

日程の都合等で参加できなかった方、下記からお問い合わせください。

→ <https://kyotosogo-law.com/inform/>

◆労務◆

【労務トラブル特化サイトの人気記事】

- ・団体交渉・労働組合対応
→ <https://kyoto-kigyohomu.com/labor-union>
- ・会社の経営に関する事項は団体交渉の対象となるのか
→ <https://kyoto-kigyohomu.com/?p=332>
- ・残業代問題
→ <https://kyoto-kigyohomu.com/overtime>

当事務所では、使用者側の立場から労働法務に注力しており、起こってしまった労務トラブルへの対応はもちろん、トラブルの原因を分析し、改善策を提案する労務コンサルティングプランを用意しています。

- ・従業員から多額の残業代請求を受けてしまった
- ・問題のある従業員への対応に苦慮している
- ・従業員が社外の労働組合に加入して団体交渉を申し入れてきた
- ・法律が色々かわったことは知っているが、就業規則の見直しまで手が回らない

こうした労務トラブルに関するお悩みごとに対して、弁護士ならではのサポートをさせていただきますので、是非ご相談ください。

→ <https://kyoto-kigyohomu.com/consulting>

◆広告・販売規制◆

【特定商取引法違反（業務停止命令）】

2021年8月3日、消費者庁が、プラセンタを主成分とする栄養補助食品等のマルチ商法業者に対し、6か月間の勧誘、申込受付及び契約締結の停止を命じました。

当該商品を摂取すると、発毛、ヘルペスの発疹予防、糖尿病の治癒及び改善、癌の治癒並びに股関節痛、アトピー、その他の難病など万病の改善の効能があるかのように告げていたようですが、消費者庁に対し、その裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を一切提出できなかったようです。

→ <https://www.caa.go.jp/notice/entry/025106/>

【景品表示法違反（課徴金納付命令）】

2021年8月11日、消費者庁が、「トルネードRFローラー」と称する商品について、239万円の課徴金納付命令を発出しました。

当該商品を腹部に使用すれば、1か月で腹部の痩身効果が得られるかのように示す表示をしていたようですが、消費者庁に提出された資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められなかったようです。

→ <https://www.caa.go.jp/notice/entry/025153/>

【景品表示法違反（課徴金納付命令）】

2021年8月26日、消費者庁が、「バタフライアブス」と称する商品及び「バタフライアブスディープ

テック」と称する商品について、**3332 万円の課徴金納付命令**を発出しました。

腹部に使用すれば、電気刺激によって腹部の筋肉が鍛えられることにより、痩身効果が得られるというよくある表示が問題となり、その裏付けとなる合理的な資料を提出できなかったという典型的な事例です。

「**個人差があります。**」「**適度な運動と食事制限を行った結果です。**」というよくある打消し表示モドキが添えられていましたが、**これではダメだとするのが消費者庁の見解**ですので、**いつもどおり NG**になりました。

→ <https://www.caa.go.jp/notice/entry/025248/>

【特定商取引法違反（業務停止命令）】

2021 年 8 月 26 日、消費者庁が、化粧品、水素生成器等を販売しているマルチ商法業者に対し、**6 か月間の勧誘、申込受付及び契約締結の停止**を命じました。

商品の開発や製造に関し、一般人が出入りすることが無い場所に呼び出したり、虚偽の事実を述べたりして勧誘した行為が問題となりました。

→ <https://www.caa.go.jp/notice/entry/025106/>

【適格消費者団体の動向】

- ・無催告解除がなされた際に、賃借人が賃貸人に対し、賃料等 1 か月分相当額の違約金と「賃貸人が被った損害」賠償額を支払わなければならないとする条項
 - ・次の場合に賃貸人が無催告解除できる条項
 - ①賃借人が賃料等の支払を 1 か月以上怠った場合
 - ②賃借人が賃料等の支払をしばしば遅延することにより、信頼関係を維持することが困難であると賃貸人が判断した場合
 - ③賃借人が破産の宣告、強制執行、銀行取引停止、刑事事件等その他著しく社会的信用を失墜した場合
 - ・退去時のハウスクリーニングは借主負担とし、敷金からこれを控除するとの条項
- が**消費者契約法 10 条に該当して無効**になるとして、適格消費者団体が不動産会社に対して**建物賃貸借契約書中の上記条項の削除を求めた事案**で、協議が整い、**対象となる条項が削除または修正**されました。

→ <https://www.caa.go.jp/notice/entry/025284/>

◆知的財産◆

【意匠】

特許庁が「物品等の全体と部分の間の関連意匠登録事例について」を公表しました。
知財管理等に有益かと思われます。

→ <https://www.ipa.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/buppin.html>

【商標】

「たけのこの里」の立体的な形状が商標登録されたようです。

「きのこの山」は 2018 年 3 月に登録されており、「たけのこの里」も同年 5 月に出願したのですが、その際は登録が拒否され、**3 年越しのリベンジ**に成功しました。

→ https://news.tbs.co.jp/newseye/tbs_newseye4341709.html

知的財産権に関するご相談は、「知的財産チーム」が承ります。

→ <https://kyotosogo-law.com/top/>

◆SDGs 関係◆

【中小企業のためのチェックシート】

このチェックシートは有益です。

持続可能な企業活動の実現のため、ぜひ活用してみてください。

・コンプライアンス

→ https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/news/2020/200127_1.pdf

・事業承継（現経営者向け）

→ https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/news/2021/2107_2.pdf

・事業承継（後継者向け）

→ https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/news/2021/2107_3.pdf

【プラントベース食品】

消費者庁が、「プラントベース食品等の表示に関する Q&A」を公表しました。

「プラントベース食品である「肉」の商品名に例えば「大豆肉」、「ノットミート」と表示することは景品表示法上問題となりますか。」といった質問に対する回答が掲載されています。

プラントベース商品とは、植物由来の原材料を使用した食品で、代替肉・代替魚・代替乳飲料・代替チーズ・代替バター・代替はちみつ等を言います。

牛のげっぷ等に含まれるメタンガスの温室効果は二酸化炭素の 25 倍と報道されており、プラントベース食品市場は今後ますます拡大するものと思われます。

→ https://www.caa.go.jp/notice/other/plant_based/

【2】当事務所のサービス案内

京都総合法律事務所は、訴訟はもちろん、予防法務・戦略法務に力を入れ、訴訟で培った解決力で紛争の芽を摘み取ります。

【リーガルサポート】

従来の顧問契約のイメージから一歩進み、皆様の実情を積極的に理解し、適切な対応を瞬時に行うという信念のもと、サービス内容を可視化し、明確にしました。

- ・それぞれが専門分野を持ったパートナー弁護士全員が**企業活動を総合的かつ多角的**にサポート
- ・案件に応じて適切な弁護士がアサインすることで**全ての案件にベストな解決**をご提案
- ・**サポートする弁護士が増えても月額料金は同じ**

という特長を備え、予防法務はもちろん戦略法務の観点からも幅広くご利用いただいています。

→ <https://kyotosogo-law.com/post-3164/>

【クレームガード】

月額3万円から始められるクレームガード。

クレーム対策の要である「悪質クレームか否か」の判断を弁護士がサポートします。

スタンダードプランでは、担当者相談窓口を設置し、マニュアルもサポートします。

プラスプランでは、クレーム直接対応や研修もサポートします。

→ <https://kyotosogo-law.com/customertrouble/>

【契約書サポートプラン】

契約書を制する者が、ビジネスを制します。体裁を整えるだけでは不十分です。

私たちは、皆様の業務の実情と照らし合わせてスムーズに機能するかどうかもチェックし、チェックした弁護士がアフターフォローを担当します。

対応件数に応じて、ライト・スタンダード・プラスの3種類のサービスをご用意しています。

スポット対応（1万5000円〜）も可能ですので、お気軽にご相談ください。

→ <https://kyotosogo-law.com/keiyakusyosakusei/>

【広告チェック】

景品表示法違反による多額の課徴金。

薬機法違反による逮捕や刑事罰。

広告チェックの重要性はますます高まっています。

基本：1広告あたり2万7500円（税込み）

※A4で8ページ以上の広告については別途ご相談

代替表現のご提案：+2万7500円（税込み）

継続的なご依頼：月額5万5000円（税込み）で月2広告までご対応

3広告目以降は1広告あたり2万2000円（税込み）でご対応

※A4で8ページ以上の広告については別途ご相談

リスクチェックだけでなく代替表現も追加費用無しでご提案します。

広告数やページ数が多い場合はこちらの方がお得です。

→ <https://kyotosogo-law.com/advertising/>

【社外取締役・社外監査役】

社外取締役や社外監査役を設置する会社が年々増加しています。

会社法改正やコーポレートガバナンス・コードの改訂が主な原因ですが、単に義務化されたからという理由だけで渋々設置するのはもったいないです。

社外取締役・社外監査役には、

- ・企業戦略等の大きな方向性を示し、適切なリスクテイクを支える。
- ・内部統制を含めたガバナンスや法令遵守等経営全般のモニタリングを通じて企業不祥事等による企業価値の毀損を避ける。
- ・少数株主を始めとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させる。

等の役割があり、これらを通じて、会社は、ブランド価値、レピュテーション等の社会的評価を含めた

企業価値を持続的に成長させて中長期的に向上させることができます。

私達は、上場企業を含む約 100 社以上の会社及び団体と顧問契約を締結しており、日常的に企業活動の様々な経営判断に関与している経験を活かし、貢献したいと考えております。

課題や将来展望、お求めのスキルや注力分野、年齢層、ご予算等がありましたら、それらを踏まえて最適と考えられる弁護士をご紹介します。

→ <https://kyotosogo-law.com/syagai/>

【3】セミナー案内

10月7日（木）16時

テーマ：問題社員対応（ローパフォーマー）

担当：弁護士伊山正和

11月11日（木）16時

テーマ：問題社員対応（メンタルヘルス）

担当：弁護士伊山正和

11月25日（木）14時

テーマ：重要判例解説

担当：弁護士野崎隆史ほか

12月9日（木）16時

テーマ：問題社員対応（非違行為）

担当：弁護士伊山正和

※各回1時間程度。全てオンラインで実施予定。

セミナーのお問い合わせ、お申し込みは…

→ <https://kyotosogo-law.com/inform/>

【4】ニュースレター案内

News Letter vol.11 を発行しました。

- また民法改正？ ～物権関係規定の改正～（弁護士船岡亮太）
- マンション標準管理規約が改正されました（弁護士前田宏樹）
- 残置物の処理等に関する条項の活用による単身高齢者の住まいの安定確保（弁護士高田沙織）
- 負動産はどうすれば？ ～相続土地国庫帰属法～（弁護士竹内まい）
- 前期講義を終えて（弁護士・弁理士拾井美香）

バックナンバーは…

→ <https://kyotosogo-law.com/category/letter/>

【編集後記】

2021年8月号、いかがでしたでしょうか？

今月号は30%程度シェイプアップしてみました。

夏バテ…ではなく、お伝えしたい情報が多すぎて却って伝わらない分量になってしまっていたのではないかと反省からです。とはいえまだ長いかもしれません。今後も「選択と集中」を試みます。

パラリンピックの開会式、素晴らしかったですね。「こういうのが観たかった！」と思いました。

手拍子からの楽しいカウントダウンは心躍りましたし、辻井伸行さんの曲は美しく、プロジェクトンマッピングも良かったです。アンドリュー・パーソンズ会長の熱い挨拶も適度な長さでした。式全体のコンセプトが明確で統一感がありましたね。

ハイライトは、武藤将胤さんが脳力とテクノロジーで運転する伊藤若冲様様のド派手なデコトラに乗ったホテイ様率いるロックバンド。

これはとにかくカッコ良かったです。

開会式を見逃した方は、NHKが見逃し配信をやってくれています。

<https://sports.nhk.or.jp/paralympic/highlights/content/1f86d407-9a6a-49d0-a1be-b3f8cf9df03a/>

パラ競技では、大学等の後輩達が代表選手の練習パートナーをしているテコンドーに注目していますが、びっくりしたのは車椅子ラグビーです。

この競技は凄いですね。

スピード感溢れる試合展開。車椅子が正面からぶつかり合う大迫力。それなのに男女混成。

注目しています。

阪神はひたすら我慢我慢。

二軍で12奪三振の藤浪投手。活躍する場所は二軍じゃないと信じているよ！

F1はいよいよサマーブレイク明け。素晴らしいレースを期待しています。

日本GPの中止は残念でありませんが、約1500人をバツハ会長のように隔離免除…は無理ですね。。

先月号ではエアコンの到着を心待ちにしていた私。

10年ぶりのエアコンは最高です。室外機が予想以上に大きくて、設置に来てくれたイケメン細マッチョも「置けないかもしれません。」と不安を煽ってくれましたが、ギリギリセーフ。

もうほんとめっちゃめっちゃ涼しいです。

それでは、皆様、また来月！

皆様のご無事をお祈りします。

(弁護士 野崎隆史)

本メールマガジンは、顧問先の皆様、HP からご登録いただいた方、当事務所が過去に連絡先を交換させていただいた方、セミナーにご参加いただいた方にお送りしています。

ご意見、ご要望、送信先変更、配信停止等は、以下のお問い合わせフォームからご連絡ください。

→ <https://kyotosogo-law.com/inform/>

今後とも皆様のお役に立てるよう研鑽を重ねます。

【京都総合法律事務所】

〒604-0924

京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条ビル 5階

TEL 075-256-2560

FAX 075-256-2561

<https://kyotosogo-law.com>

労務トラブル特化サイト

<https://kyoto-kigyohomu.com/>

弁護士 野崎隆史

nozaki@kyotosogo-law.com